

厚生文教委員会報告書

平成30年12月13日

備前市議会議長 立川 茂 殿

委員長 中西 裕 康

平成30年12月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第109号 備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第110号 備前市教育集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第115号 教育集会所の指定管理者の指定について	原案可決	なし
議案第116号 備前市日生温水プールの指定管理者の指定について	原案可決	なし
請願第3号 中学校統廃合は、地域住民の十分な合意を得て行うことを求める請願	採択	なし
請願第4号 備前市中学校統廃合計画について急いだ決定は行わずに時間をかけて慎重な検討を行うことを求める請願	採択	なし

<所管事務調査>

- 教育大綱について
- 教育ロードマップについて
- 中学校統廃合について
- 意見交換会について
- 廃校舎跡地利用について
- 学校規模の基準について
- 小中一貫教育の取り組み状況について
- 平成29年度児童生徒の問題行動等調査結果について
- 伊部幼保一体型施設整備工事契約事務に係る諸問題の検証結果と対策について
- 教育遺産世界遺産登録推進について
- 図書館整備について

<報告事項>

- 教育大綱の決定について（教育部）
- 中学校統廃合の検討状況について（教育部）
- 備前市立中学校生徒の進学状況について（学校教育課）
- 備前市における小中一貫教育の取り組み状況について（学校教育課）
- 備前市いじめ防止基本方針の改定について（学校教育課）
- 平成29年度児童生徒の問題行動等調査結果について（学校教育課）
- 教育遺産世界遺産登録推進について（文化振興課）
- 図書館整備構想の検討状況について（図書館司書アンケート）（社会教育課）
- 伊部幼保一体型施設整備工事契約事務に係る諸問題の検討結果と対策について
（教育部）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第109号の審査	2
議案第110号の審査	2
議案第115号の審査	3
議案第116号の審査	3
請願第3号の審査	4
請願第4号の審査	6
報告事項	8
所管事務調査	18
閉会	35

厚生文教委員会記録

招集日時	平成30年12月13日（木）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後0時4分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第7回定例会)の開催		
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	青山孝樹
	委員	橋本逸夫		守井秀龍
		沖田　護		西上徳一
		森本洋子		星野和也
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	教育長	奥田泰彦	教育部長	川口貴大
	教育振興課長	大岩伸喜	学校教育課長	朝倉　健
	幼児教育課長	波多野靖成	文化振興課長	田原義大
	社会教育課長	横山裕昭		
傍聴者	議員	田口豊作	藪内　靖	石原和人
	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は教育部関係の議案審査と所管事務調査を行います。議案の審査を終えましたら、報告事項、所管事務調査を行います。また、閉会後は厚生文教委員会の視察報告書について、そして閉会中の委員会の日程調整、そして東鶴山認定こども園の視察を行いたいと思います。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

それでは、議案審査に入ります。

***** 議案第109号の審査 *****

○中西委員長 議案第109号備前市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園設置条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第109号についての質疑を行います。

○星野委員 議案の7ページ、今回の改正案で名称が備前市立伊部認定こども園、備前市立東鶴山認定こども園となっていますが、この名称の変更でよろしいのでしょうか。以前、方角を入れた名称案があったと思いますが。

○波多野幼児教育課長 名称につきましては、地域の住民の方、保護者の方と協議をいたしまして、地名が入った名称でいていただきたいという要望を受けまして、それぞれ伊部認定こども園、東鶴山認定こども園としたものでございます。

○中西委員長 ほかにございませんでしょうか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第109号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第109号の審査を終わります。

***** 議案第110号の審査 *****

○中西委員長 続きまして、議案第110号備前市教育集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第110号の質疑を行います。

○守井委員 大洲教育集会所なんですけれども、以前からあったと認識しておるんですけど、番

地が変わるということで、場所が変わったのかなあという感じで思うんですけども、どういう理由でこういう形になったのでしょうか。

○横山社会教育課長 こちらにつきましては、まことに申しわけございませんが、隣接地番の721番地1と727番地の誤記をしていたものと考えられます。今回の指定管理の指定期間の修正にあわせてこれがわかりましたので、あわせて修正をさせていただくようにしております。

○守井委員 いつからそういう状況だったんですかね。

○横山社会教育課長 この規定を定めた当時からこの地番になっていたと思います。

○守井委員 昭和の40年代からですか。

○横山社会教育課長 はい、そのとおりでございます。

○中西委員長 ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第110号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第110号の審査を終わります。

***** 議案第115号の審査 *****

○中西委員長 続きまして、議案第115号教育集会所の指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第115号の質疑を行います。

それでは、発言を許可いたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了いたします。

それでは、これより議案第115号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第115号の審査を終わります。

***** 議案第116号の審査 *****

○中西委員長 議案第116号備前市日生温水プールの指定管理者の指定についての審査を行います。

議案第116号の質疑を行います。

○星野委員 予算とも絡んでくるんですが、前回の指定管理料に比べて約52万円の増額になっていますが、これは来年10月の消費増税や人件費、光熱費の高騰などを反映しての契約となっているのでしょうか。

○横山社会教育課長 おっしゃるとおり、いろいろ工夫はしてくださっておるんですが、そういった燃料費、それから後半の消費税増税の想定のもとに増額をさせていただいておるところでございます。

○守井委員 指定の期間が1年になったんですけど、これはどんな理由なんですかね。

○横山社会教育課長 こちらにつきましては、2年ほど前から単年度更新ということでいっております。こちらの内容につきましては、今の状況でどういった利用になるか不透明なところもあり、いろいろ検討されているということから、単年度でお願いしているところでございます。

○中西委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第116号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第116号の審査を終わります。

***** 請願第3号の審査 *****

○中西委員長 続きまして、請願第3号中学校統廃合は、地域住民の十分な合意を得て行うことを求める請願の審査を行います。

請願第3号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○星野委員 請願要旨の4行目からなんですが、「今回の中学校統廃合は総務省通達をもとに計画し数値目標を決める公共施設縮減の中で浮上した学校再編整備計画の具体化問題です」というふうになってますが、公共施設等総合管理計画の策定は平成29年1月となっています。今回の中学校統廃合のベースとなっている備前市学校再編整備基本計画は、平成24年1月に策定されたもので、その後期計画を時代に合わせて見直しているものですので、ここで述べられていることは事実誤認があるのではないかと思います。また、その後の「子どもや保護者、地域からの要求ではありません」と言われていますが、これにつきましても、昨年12月議会で私が一般質問した際には、既にPTA連合会等から意見が出ているという話でしたので、こちらも事実とは異なるのではないかと思います。

この2点については、ほかの委員の方の賛同が得られれば、委員長報告で触れていただければと思います。その他の部分、請願事項についてはおおむね賛同いたしますので、採択でいいかと思えます。

○**沖田委員** 星野委員がおっしゃるとおりで、やはりこういうナーバスな問題というのは、大きい声、小さい声、声なき声も含めて誤解があったりすることもあるんですけども、請願の趣旨である、中学校統廃合は地域住民の十分な合意を得て行うことは、これは市も教育委員会も我々も同じ意見でありますので、ここはここで取り上げて認めて、そして今星野委員が言われた委員長報告の中でその誤解があるところについては、報告していただければということで、今の星野委員の考え方に賛同いたします。

○**橋本委員** 私も基本的には請願の要旨並びに請願事項については異議ありませんので、採択ということで結構かと思いますが、請願の趣旨の中で、私が問題にしたいのは、請願の趣旨の2行目から「学校がなくなると、若者の流出で過疎化が急速に進むことにもなり、地域コミュニティーの崩壊につながります」と、このように断定的に記載されておるんですが、ならば備前中を合併したときには、鶴山地区ですか、それから片上とか、いろいろな地域の中学校が伊部に統合されとるわけですね。じゃあ、このように若者が他の地域と比較してうんと流出が進んだのかというと、そうではありませんので、これは以前やってこられた歴史の中からも、このように断定することには私は無理があると思います。

それから、星野委員が指摘したことはそれでええんですけども、私はもう一点、中段ぐらいに、「学校規模の大小だけで論じることや」、ここまではええと思いますが、「行財政改革の視点からだけで論じることには」と、じゃあ今の教育委員会が出された4校統合案は、行財政改革の視点からこのような案が出ておるかという、そんなことは一口も言われてないですよ、行財政計画のことは。だから、私は今回の4校統合案は行財政改革の視点からだけで論じることとはという、この言い回しについては異議があります。ですが、さっきも冒頭申し上げましたように、請願の要旨、請願事項については異議がありませんので、採択で結構かと思いますが、意見書をつけていただけたらと、このような意見がありましたということで。

○**中西委員長** それは委員長報告でよろしいでしょうか。

○**橋本委員** そうですね、委員長報告の中で、そのように願います。

○**森本委員** 4行目、時系列に関してはやはり星野委員が言われたように問題があると思うんですけど、子供や保護者の地域からの要求というところで、保護者に関しては市連Pのほうから部活動に関してのことで統廃合の話が出たとお聞きしていますので、この点はやはり事実とは違うと思いますので、私もほかの委員さんと同じように委員長報告のときをお願いします。

○**守井委員** いろんな意見があるかと思いますが、請願の趣旨や要旨は十分可能だと思いますので、賛成をいたしたいと思います。内容については意見がそれぞれあり、いろんな表現があるかなというふうな感じなんで、趣旨が、要旨がしっかりしとれば十分だというふうに思っております。

○**青山副委員長** 冒頭の十分な合意を得てというあたり、私もそれぞれの意見交換会にも参加させていただきました。それぞれの思いがあって、地域を思う気持ち、あるいは生徒、子供たちを

思う気持ちというのは、十分に受けとめられたかなというふうに思うんですが、あそこの意見交換会の中で賛成意見というのはなかなか出にくいような雰囲気であったり、あるいはそこに来られてなかったりとかというようなこともありました。ぜひ広く意見を聞かせていただけるような方法がとれるようお願いしたいと思います。

この請願の趣旨については賛成します。

○中西委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、本請願は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択されました。

以上で請願第3号の審査を終わります。

請願が採択されましたので、委員長報告の内容について御協議をお願いをしたいのですが、先ほど1つは、橋本委員から出された備前中の合併時にこのようなことになったのかという問題がありましたね。それから2つ目は、星野委員から出された公共施設縮減の中で浮上したところとところは年度的には違うんじゃないかという指摘、それから3つ目は子供や保護者、地域からの要求ではないという点では、そういう要望もあると。それから4番目が、学校の規模の大小だけで論じることや行財政改革の視点だけで論じることという指摘のところですね。

○橋本委員 はい。行財政改革の視点というようなことは、これは一切触れてない。

○中西委員長 教育委員会は一切触れていないと。この4つの点について、こういう意見が出たということを委員長報告で触れさせていただいて、採択ということで報告させていただくことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで請願第4号の審査を終わります。

***** 請願第4号の審査 *****

○中西委員長 それでは続きまして、請願第4号についての審査を行います。

請願第4号についての意見を希望される方の発言を許可いたします。

○橋本委員 これも請願第2号と同様に、請願の要旨並びに請願事項に関しては、急いだ決定を行わずに時間をかけて慎重に審議してくださいということですので、何ら問題はないということで、採択をすることに賛成をいたします。ただ、これも請願の趣旨の中に、例えば趣旨の中の3行目から、「該当地域の全ての住民を納得させるような十分な説明は行われていません」と、ここに物すごくひっかかるんですね。こういう合併の問題等は、賛否両論あるのが当たり前なんです。ただ、大方の賛同を得ながら進めていくということでございますので、ここで全ての住民を納得させるようなというような文言になると、こんな統廃合なんか絶対にできませんから、私はこの部分に大きく疑義があります。

それから2点目は、その次の具体的な疑問としてという中で、2行目の「具体的なメリット・デメリットの説明がされていないので」と、私も何回か説明会を聞きに行って、統廃合のメリットやデメリットについて教育委員会のほうはかなり熱心に説明をされておりましたので、ここでも説明がなされていないというように断じることは、私は疑義があります。ですが、冒頭言いましたように、請願の要旨、事項は賛同いたしますので、採択ということで結構かと思えます。

○沖田委員 私も今、橋本委員がおっしゃったように、この全てにということになると、じゃあ賛成する人は悪い人なのか、悪い意見なのかというような誤解を招いてもいけません。民主主義ですから、さっき僕が申し上げたように、大きな声もあれば小さい声もある。声なきサイレントマジョリティーもある。この全ての人にやっぱり意見を求めて、そして粛々と議論を進めていく。最後は我々が決めるということになるかもしれませんが、そうしなくてないように、丁寧な説明は私はしてると思いますが、丁寧な説明を。ですから、そういうことも含めて、この文言は余りにも問題があるのではないかなあと。しかし、気持ちはわかるということはそのとおり。ただ、内容については問題がないので、採択することについては別に異議はありませんけども、その辺の誤解があるところについては、やはり委員長報告などできちっと申し上げていくほうがいいのではないかなというところも申し添えておきたいと思えます。

それからもう一つ、さきの議会でも北欧の話が出て、少数の教室のほうがいいというような意見もあったんですけども、消費税が25%の国と8%の国とやはり財政の問題があります。我々は統廃合された地域に住んでる人間なんですけども、落ちついてさまざまな意見に丁寧に耳を傾けるということの中で、今ここの文言は少し問題があるように感じます。気持ちはよく理解できるということだけ申し上げておきたいと思えます。

○守井委員 請願の要旨は十分対応できる、趣旨に沿った形に賛同できるというふうに思います。先ほども申し上げましたけども、一字一句の文言については、いろんな表現があるということで、全体として請願には賛成いたしたいと思えます。

○森本委員 先ほどから言われてる文言に関しては、人それぞれ受けとめ方が違うので、どの部分を拾い上げてこの請願に載せられたかという問題もあると思うんですけど、請願事項に関しては問題がないと思えますので、賛同いたしたいと思えます。

○星野委員 先ほどの橋本委員と沖田委員と同じで、該当地域の全ての住民を納得させるような説明というのは、これは不可能だと思いますが、教育委員会には一人でも多くの方に賛同が得られるように今後も説明会をやっていただきたいということ。

もう一点、橋本委員が言われた具体的な疑問点というところで、具体的なメリット・デメリットの説明がなされていないというのは、ほかにこういう意見が出ていますということですので、断定ではないのではないかと思います。請願事項、請願要旨については賛同いたします。

○中西委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これより請願第4号を採決いたします。

本請願は採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択されました。

それでは、委員長報告の内容について御協議をお願いしたいと思います。

1つは、該当地域での全ての住民を納得させるような十分な説明をされていない。しかし、ここは橋本委員のほうから異議があるということで御指摘がありました。もう一つは、具体的な疑問として、具体的なメリット・デメリットの説明は、橋本委員のほうはこれはなされているということになるわけですが、星野委員のほうから、これはこの請願者のほうが断定をしているわけではないと、そういう意見があるという、この請願者が断定しているわけではないと、そういう意見があるということとを並べているということであるんでということなんですけど、この2番目の点はどうでしょうか。

○森本委員 私も星野委員と一緒に、これは意見として述べられているだけであって、それが事実かどうかというか、受けとめる側がそういうふう感じたということで多分載せられてるといふふうに私は酌み取ったので、この点に関してはこれは市民の声と私は受けとめているので、ここはどうかと思いますけど。

○中西委員長 橋本委員、いかがいたしましょう。

○橋本委員 どちらでもいいです。入れても入れなくても。

○中西委員長 それじゃ、一つの意見として。

○橋本委員 そうですね。

○中西委員長 3番目に沖田委員のほうから、賛成者が悪いのかと、民主主義の場合であって、全ての人々の意見を求めるというところのくだりなんですけど、これはどういうふうに。

○沖田委員 それは入れなくていいです。

○中西委員長 いいですか。

○沖田委員 向こうの意見の中で私が申し述べてることであって、議事録に残るところで私の意見を申し上げてるので、委員長報告としては先ほどのところでいいと思います。

○中西委員長 わかりました。もう一つ、星野委員から教育委員会においても一人でも多くの賛同が得られるようにと、努力していただきたいという御意見がありましたけども。

○沖田委員 それはいいと思います。

○中西委員長 それはもうこの請願の趣旨と一緒になんですけども、一応委員会の中でもそういう意見が出たということで報告いたします。

それでは、これで請願第4号の審査を終わります。

***** 報告事項 *****

○中西委員長 それでは、引き続き報告事項に移りたいと思います。

教育委員会の各セクションのほうから報告をお願いしたいと思います。

○川口教育部長 それでは、報告事項ということで、私からは報告事項の1点目、2点目、教育大綱の決定についてと中学校統廃合の検討状況について御説明したいと思います。

まず、1つ目の教育大綱の決定についてであります。教育に関する大綱の見直しが完了しましたので、これを御報告するものです。

これにつきましては、今週開催されております総務産業委員会で企画課が説明している内容と同様ということになります。

本件については、本年5月に第1回の総合教育会議を開催し、見直しについて協議を始め、8月には同会議において原案の承認をいただき、9月の議会での総務産業委員会、厚生文教委員会の両委員会で原案の報告を行いました。その後、10月から1カ月間のパブリックコメントを行いましたところ、2名の方から9件の御意見をいただきました。議員や市民の御意見をもとに若干の文言修正を行った後、今回このような形で成案となりましたということでの御報告でございます。

具体的に文言の修正について御説明いたしますと、資料中、全体的に他者と協働するという言葉が原案にはございましたけれども、他者という表現に違和感があるといったような御意見をいただいておりますことから、他者という表現を削除しております。

また、4ページ目の重点取り組み方針を書いている部分がございますが、この学ぶ意欲の育成という部分について、意欲の育成に当たっては、さまざまな体験をすることや、自分自身の将来像や夢、そういったものを考えることが重要といったような市民からの御意見がございましたので、そういった文言を追加いたしております。

今回の教育大綱については、学びの重要な要素を明らかにしています。前文に書かれた部分になりますが、みずからが問題意識を持って取り組むという主体性、人とかかわりながら取り組むという協働性、学んだことを生活に生かすという実践、このような市民の学びを支援することにより、豊かな人生と協働によるまちづくりを進めるということが究極の狙いであり、こういった方針を教育行政に活かしていきたいと考えておりますし、また広報やホームページ等でお知らせし、市民の皆様にも理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、この大綱の目指すところに御理解をいただきまして、力を合わせてその推進に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

教育大綱に関する報告は以上となります。

続きまして、2件目の中学校統廃合の検討状況についての御説明をいたしたいと思います。

前回、11月20日の厚生文教委員会以降、第2回目の保護者向け意見交換会を開催いたしまして、4中学校区それぞれ終了いたしましたので、その内容を御紹介するものです。

まず、参加状況につきましては、三石中学校区が16人、日生中学校区が63人、伊里中学校区が20人、吉永中学校区が40人でありました。いずれも第1回目の意見交換会よりも少ない

人数ではありましたが、それでも多くの方に御参加いただけたものと考えております。

本日配付しておりますA3判折り込みの資料につきましては、その意見交換会で配付したそのものでございます。

この第2回目の意見交換会においては、2つの議題を設けてお話を進めてまいりました。1つ目の議題は、これまでの意見交換会における主な意見、質問の共有をすること。2つ目の議題は、学校が小規模化している状況についてどう考えるかといったようなことについての意見交換でございます。

1つ目の議題については、この資料中、2、3ページの部分をもとに説明をしています。2つ目の議題につきましては、1ページ目の小規模化のメリット・デメリット、こちらも説明し、意見交換をしてまいりました。

これまでにいただいた意見や質問について、なるべく早目に回答差し上げたい、特にスケジュールについて、今年度3月末をもって全てが決まるのではないかとというふうに不安を持っている方がおられるようであることから、この意見交換会については早目に開催することといたしました。

また、議題の2つ目、学校が小規模化する状況についてどう考えるかということについては、学校統廃合を検討する際の問題意識そのものでありますので、これをまずは共有することの方が大事なのかということで、そういった狙いで進めてまいりました。

これまでの意見交換会における主な意見につきましては、申し上げましたとおり、2、3ページに列挙して書いてございます。

この内容につきましては、11月20日の厚生文教委員会で説明した内容とおおむね同じであることから、改めてここで詳しく説明することは差し控えたいと思っておりますけれども、関連して4点御報告申し上げたいと思っております。

まず1点目は、小中一貫教育についてです。前回、厚生文教委員会で伊里や三石以外でもやっているのか、小・中学校が遠く離れていてもできるものなのかといった御指摘をいただきました。このことについては、後ほど学校教育課から資料をもって御紹介したいと思います。

2点目、学校規模の基準についてです。このことにつきましては、よく問われる部分でございます。改めて国際的に定説があるのかを調べてみましたところ、40年近く前に書かれた書籍において、とある国際機関が生徒100人を上回らない規模という点で意見が一致しているという指摘をしているとの情報を確認することができました。しかしながら、実際にその国際機関が本当にそのようなレポートを出しているのかや、そのレポートの内容、その位置づけについては、国立国会図書館によるレファレンス機能を通じても明らかではないようです。

このほか学校規模に関する研究が存在しているということは承知しておりますが、その一つ一つの研究内容や研究の全体的な動向について、市教育委員会として評価することは、現実的には難しい面があります。そういった中ではありますが、市教育委員会としては、確かな情報に基づ

いて議論を進めていきたいというふうに考えておりますので、もし確かな情報を御存じの方は、情報提供いただくなど、御協力いただけるとありがたいというふうに考えております。

次に3点目、他市町の事例を知りたいとの市民の御要望がありました。この声にお応えするためにも、一つの例として、吉備中央町の例を御用意いたしました。資料4ページ目をごらんください。

これは吉備中央町に私ども教育委員会として伺いまして、その担当者から聞き取った内容をまとめたものです。吉備中央町職員には忙しい中、対応いただけたものと感謝しているところで

す。市教育委員会としては、他の市町の事例を知りたいといった市民の御要望の要点は2点あったと捉えております。

1点目は、統廃合によりいわゆる学校に荒れが生じないのか。統廃合が学校に与える影響、これが1点目。2点目は、統廃合により学校がなくなる地域が寂れたりしないのかという、学校統廃合が地域に与える影響についてです。

まず、1点目の問題意識につきましては、資料4ページ中では、3つ目の項目、統合後の学校の状況の欄が参考になるかと思えます。この問題につきましては、第2段落にありますように、課題は一部規律を守れない生徒もいること。ただし、それが統廃合が原因なのかどうかはわからず、いずれにしても学校の秩序が保てるようにしっかり指導するというのが吉備中央町の教育委員会の立場のようであります。ただし、一般論として、保護者の方の中には、統廃合に絡めて問題を捉えておられる方がいるということも想像はできるかなということもおっしゃってはありました。

また、2つ目の地域への影響については、その下の項目、統合後の地域の様子の欄が御参考になるかと思えます。この問題につきましては、吉備中央町の教育委員会としては、影響はないと考えている。そして、その活性化につきましては、統廃合にかかわらず、町役場で町教育委員会も一緒になってやっているという立場でございます。

物事にはいろいろな見方があるでしょうから、私どもとしてもここで聞き取った内容が全てとは思ってはおりません。また、市町村にはそれぞれ異なる状況があるだろうと思えますし、そういったことからこの資料につきましては、あくまで参考情報として捉えていただけるとありがたいというふうに考えております。

それから、大きな4点目として、今後の流れについてです。資料5ページ目をごらんください。

これは学校統廃合に関するこれまでの検討の経緯と、考えられる今後の流れをまとめたものです。経緯につきましては、この厚生文教委員会においても何度となく説明してまいりました内容になります。

それから、今後の流れといたしましては、1点目には意見交換を深めるために中学校統廃合に

関する具体的な資料、ここでは中学校統廃合実施計画の案というふうに仮に名づけますけれども、そういった資料を提示していきたい。その上でその資料をもとにした意見交換を行いたい。その上でその実施計画という形で決定をしていきたいという流れが考えられます。

なお、その下に※書きで書いてございますように、これらの時期については未定ですけれども、少なくとも平成31年3月中までに3まで進むことはないということを、こういった資料をもちまして市民の方にも説明をしておるところです。

このような流れを考えておりますところ、これまでの意見交換会でさまざまな意見や質問をいただいておりますので、それらをもとに部内で市長部局とも協力しながら検討を行い、意見交換を深めるための中学校統廃合に関する具体的な資料を提案できるよう作業を進めてまいりたいと考えております。その後、再度意見交換会を行ってまいります。

なお、これまで保護者向け意見交換会はそれぞれ2回行ったところですが、地域住民向け意見交換会につきましては、一旦意見交換会を行うことを少しとめたいと考えています。ある程度具体的な話をしていかなければ、意見交換の実りも少ないことや、特に地域住民向けとなりますと、地域活性化という観点からの情報提供が必要ではないかと考えられることが理由です。先ほど申しあげましたとおり、具体的な資料を提示した後に、改めて意見交換会を行いたいと考えております。もちろん、各種団体からお声がけいただきましたら、その都度伺いますということで御案内してるところでありまして、そういう要望がございましたら、それはその都度一つ一つ対応していきたいというふうには考えております。

教育委員会としては、生徒にとって学校生活が充実し、教育効果も上がるような中学校教育環境をつくり上げたいと考えております。よりよい教育環境をつくり上げる観点から、今後ともぜひ皆様からも御意見をいただきたいので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○朝倉学校教育課長 それでは、私のほうからは、資料①から④について報告をさせていただきます。

まず1点目、備前市立中学校生徒の進学状況についてです。

昨年度は年度当初に委員の皆様方にお配りをしていたようですが、本年度お配りできておりませんでしたので、このたび資料の配付により報告をさせていただきます。来年度につきましては、年度当初の早い時期にお配りできたらというふうに思っております。

続きまして2点目、備前市における小中一貫教育の取り組み状況についてです。

11月の委員会の際に、現在市内で行っております小中一貫教育の状況について取りまとめの御依頼がありましたので、本日お配りをさせていただきます。

中学校区ごとにまとめて、それぞれの小・中学校から聞き取りを行ったものを載せていただいております。詳しい内容については、ごらんいただけたらとは思っておりますが、合同行事の実施につきましては、やはり1小学校、1中学校の中学校区に限った活動となっている状況がございます。しかし、その他の取り組みにつきましては、記載しております表現の違いはあります

が、おおむねどの学校においても同様の取り組みが行われているように思います。聞き取りを行う中で、学校のほうからは、小中一貫教育の推進により小・中学校間の風通しがよくなったとか、組織的な取り組みができるようになったといったおおむね肯定的な回答が多く聞かれたように感じております。

続きまして3点目、備前市いじめ防止基本方針の改定についてであります。

備前市いじめ防止基本方針をこのたび改定いたしましたので、報告をさせていただきます。

文部科学省のほうからは、いじめにつきましては通知等がいじめゼロ、つまりいじめを認知していない学校に対して、いじめの認知件数がゼロであったことを児童・生徒や保護者向けに公開して検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること、こういったことが求められております。こうした通知を受けて、このたびの改定では、いじめによる重大事案の発生を防ぐためにも、丁寧に実態を把握して、そして確実に解消していくことが今まで以上に強く求められたことを受けての改定になっております。

非常に量が多うございますので、主な改定のポイントにつきまして、別紙にまとめております。主に5点ありますが、特に5点目に上げておりますいじめの解消の定義、このことが示されたことにより、この後また報告をさせていただきますが、問題行動調査等の数値にも影響を与えている状況がございます。

改定については以上であります。

私のほうから最後になりますが、平成29年度児童生徒の問題行動等調査結果について報告をさせていただきます。資料④になります。

この調査は毎年文部科学省によって行われているもので、主にいじめ、暴力行為、不登校、自殺について行われている調査です。

まず、いじめの認知件数ですが、小学校では平成28年度は125件と大幅にふえましたが、本年度は83件ということで減少しています。中学校については13件から34件へと増加をしております。1,000人当たりの認知件数では、県内の他市と比べて小・中学校ともに多い傾向にあります。確認をいたしました。数がふえたことにつきましては、先ほども申しましたように、非常に軽微なものであっても、いじめと捉えて対応しているためというふうに教育委員会としては捉えております。

いじめの対応で見ますと、小学校では冷やかしかからかい、悪口を言われるが最も多く、次いで軽くぶつかる、遊ぶふりをしてたたかれるが多くなっております。中学校ではパソコンや携帯電話等で誹謗中傷されるが今回は最も多く、次いで冷やかしかからかい、悪口を言われるが多くなっていきます。

また、昨年度もなかなか表に出てこない、いわゆるネットいじめ等が数件あったことを危惧しておりますというようなことを申し上げていると思いますが、今回中学校ではパソコンや携帯電話等で誹謗中傷されるが最も多くなってございますが、これは複数件あったというカウントにはな

るんですが、1人の生徒が同じ内容を複数の子に対して行っていることによって、それぞれが1件とカウントされたことによって多くなっている状況はございます。ただ、このことにつきましては、そういった状況でいじめの数が非常にふえるということにもなりますので、さらなる指導の徹底が必要というふうに捉えております。

また、解消状況につきましては、小・中学校ともに前年度調査より低下をしております。28年度は小学校が96%、中学校は100%でしたが、このことにつきましては、先ほどいじめ解消の要件に照らし合わせたものによって解消率が非常に低くなってきております。この後の状況のほうを確認しておりますが、各学校では丁寧に対応してくださっており、現在ではほぼ解消できている状況であるということは確認しております。

暴力行為についてですが、小学校では平成28年度の19件から10件へと減少しております。逆に中学校では5件から14件へと増加をしております。小学校の減少要因といたしましては、28年度は特定の生徒が繰り返し暴力行為を行ったことであります。それが解消されたということで減少しているというふうに捉えております。中学校の増加要因につきましては、いじめで計上されている事案が重ねて暴力行為として計上されているためにふえている状況です。暴力行為の対応で見ますと、小学校では生徒間暴力が9件で最も多く、次いで対教師暴力が1件となっております。中学校では生徒間暴力が12件、器物破損が2件でした。小・中学校ともに生徒間暴力では、ぶつかったのに謝らなかったとか、自分をにらんだといったような理由から暴力行為に至っているものが多いというふうに確認をしております。

最後に、不登校についてですが、小学校では平成28年度と同数の8人ですが、中学校では28人から40人に増加しています。特に中学校においては、2年連続で10名を超えた増加になっているところは、非常に大きい課題として捉えております。

不登校の理由といたしましては、家庭環境によるもの、不安、無気力が小学校では75%、中学校では約68%あります。子供たちの状況も非常に多様化してきておりますが、ただ登校しないことに対して保護者の方の困り感でありますとか、家庭での押し出す力が少し弱くなっているのかなあと思うケースもございます。以前でありますと、学校に行かないと言ってるんですけども、何とかありませんかというような相談が多かったんですが、今はどちらかというと、行きたくないから、きょうは休ませますというような形で話があるケースが多いというようなあたりが非常に学校としてもなかなか対応に苦慮しているところかなあというふうに思っております。

昨年度の報告同様に、非行傾向から登校しない生徒も数名おりますが、以前と比べると少なくなっているというふうに感じております。

今後ともスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、あるいは県の事業等も活用しながら、引き続き欠席に対する早目の対応を働きかけることで、長期欠席を防ぐための取り組みは重点的に行ってまいりたいと思っております。

以上で私のほうからの報告を終わります。

○田原文化振興課長 私のほうからは、教育遺産世界遺産登録推進について御報告申し上げます。

資料のほうにつきましては、資料⑤と、あとは冊子をお配りしていると思いますので、あわせてごらんください。

去る11月27日に、現在、世界遺産の登録を4市で進めております水戸、足利、備前、日田の4市長、日田市は副市長でございましたが、それと水戸市の教育長で文化庁を訪問いたしまして、文化庁次長へ検討状況をまとめた別添の報告書を提出するとともに、我が国の世界文化遺産の暫定一覧表への追加記載を要望いたしております。今後は専門部会の先生から御指導、御助言を賜りながら、検討状況報告書の本編の内容を磨き上げて、文化庁へ提出することを目指してまいります。

なお、今回提出した報告書概要版の内容につきましては、市のホームページ、また教育遺産世界遺産登録推進協議会のホームページでもごらんになれます。

また、要望活動につきましては、1月の広報で市民向け周知いたします。

概要報告書の内容の詳細については、説明は省かせていただきますが、簡単に概略、概要について説明させていただきます。

まず、目次をお開きいただきたいと思います。

章立てにつきましては、世界遺産文化遺産として候補物件を政府が推薦される際の、推薦書の章立てを参考に合計22ページで作成しております。提案趣旨につきましては、1ページに記載しております。これまで教育的な活動とその歴史的な意義が顕著で普遍的な価値として世界遺産に登録された例はございません。2世紀に及ぶ平和社会の中で育まれた近世日本の教育のあり方の独自性と普遍性に注目することで、世界各国のこれからの教育の構想を考える際の一つの指針として考えております。これらにつきましては、4つの学校、足利学校、閑谷学校、咸宜園、弘道館に関する庭園や町並みで構成しております。

資産の証明につきましては、3ページから記載をしております。

また、11ページには資産の価値証明の記載をしております。

顕著な普遍的価値と評価基準について、こちらのほうが提案の中核をなすところとなっております。顕著な普遍的価値につきましては、遺跡と記念工作物に該当いたしております。その評価基準に関しましては、現存しているか消滅しているかにかかわらず、ある文化的、伝統的または文明の存在を伝承する物証として無二の存在、少なくとも希有な存在であるとしております。

また、その内容につきましては、学習者の自発性を引き出す持続的な学習環境があるということが1点と、2点目に礼節を重んじる国民性の育成ということを上げております。また、提案資産の完全性と類似資産との比較についても記述をいたしております。

大きな4点目で資産の保全状況、また5点目で資産の保全と管理状況、参考資料でこれまでの

経緯を記載しております。

内容詳細については、改めてお読みになっていただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○横山社会教育課長 私のほうからは、図書館整備基本構想の検討状況ということで、前回森本委員から御要望のありました、10月31日に開催された図書館司書、学校図書館司書の意見交換の内容について、当日行いましたアンケート結果が端的にあらわされていると思いますので、これを配付させていただいております。

なお、参加は学校図書館司書が14名、図書館司書4名の参加で、結果についてはごらんのおりでございますが、単独施設、複合施設の規模や運営者、新図書館でのサービスや設備、機能などについて率直なお答えをいただけたものと感じております。

このアンケートや、現在集計中でございますが、11月末までに図書館で行いました市民や在勤、在学の方を対象として図書館利用実態に関するアンケート結果につきましても、今後予定しておりますワークショップでありますとか、新図書館整備基本構想策定委員会での検討資料の一つとして、十分活用していきたいと考えております。

○大岩教育振興課長 私のほうからは、伊部地区幼保一体型施設整備工事の検証と対策につきまして、資料⑦の説明の前に、先に業者に聞き取りを行った結果につきまして御報告させていただきます。

聞き取り内容といたしましては、当業者の設計の手順及び業務執行体制、人員配置、部下、外注のチェック体制等について聞き取りました。

当業者は、人員は建築総合1名、電気設備1名、機械設備1名で行っており、自社作図は建築の基本図、配置、平面、立面、断面、矩ばかり、伏せ図、仕様表等のみでございます。建築の詳細図は外注、建築の積算も外注、電気設備、機械設備は作図、積算をセットで外注。外注の成果物の精査は、それぞれ1人で行っているということです。建築総合1名、電気設備1名、機械設備1名ということで、このような体制の中で行っていたということでございます。

次に、設計漏れ等の原因について聞き取りました。

まず1点目は、市の平面、例えば1階から2階についての建築変更であるとか、図面、積算の差しかえを随時行っていく中で、市の求めるものと設計予算額と設計金額の差が大きくなり、たび重なる調整を要したということで、そのような対応ができていなかったということでございます。あと、基本的な事項の計上漏れについては、外注の成果物の精査を十分にできていなかったということでございます。その原因といたしまして、チーフの者が1人しかいなかったということで、人員の配置に問題があったのではということで報告を受けました。

次に、再発防止について聞き取りました。発注者、市が例えば設計変更する場合、業者といたしましても、設計に必要な時間であるとか、条件を明確に市のほうに助言するべきであったということと、あともっと時間的な余裕を持って図面と積算の精査を行えばよかったということと、

チーフが1名であったものですから、サブの者とか、あと二、三名でチェック体制を今後していくということで対策を考えているということを取りました。

今後とも計上漏れ等、極力なくし、精度の高い設計を作成することを目指し、業者の指導、市のチェック体制の強化を図ってまいります。

簡単ではございますが、業者の聞き取りについて報告を終わらせていただきます。

○川口教育部長 先ほどの説明の上で、では今回の伊部地区幼保一体型施設整備工事契約事務に関して、どういったふうに考えるのかと、特にその対策について検討をしてみました。そのことが御報告のメインの内容になります。

資料⑦でございますが、ここに書かれております黒字の部分につきましては、以前の厚生文教委員会で御紹介した内容そのもの、ちょっと誤植がありましたので直したところもありますが、ほぼそのものでございます。

これに加えて、業者の聞き取りもし、対策を考えまして、その対策が赤字で書いてある部分でございます。

まず、視点1として、なぜ設計の計上漏れが起こったのか、このことにつきまして、その原因についてはここに表記しまして、前回御説明しましたとおりでございます。業者の状況も、先ほどの聞き取りを通じましてわかってまいりました。

この対策といたしまして、能力が不十分な事業者につきましては、入札参加を制限するような仕組みについて、やはり市として調査研究するという事を考えております。このことにつきましては、教育部のみの問題ではありませんで、総務部とも相談した上で、このような対策を検討していきたい、進めていきたいということを考えております。

2点目、なぜ市は計上漏れに気づかなかったのかということで、市の内部の問題についてということでございます。

これにつきましては、対策として2点、ここでは書いてございます。

1点目で、機構改革により平成30年度からは認定こども園の建設に関する事を建築士が配属されている教育振興課施設係の所掌事務として位置づけ、それを本務として、本務と事務処理体制を一致させることにより、一つ解消を図った状態をつくり出したということが、既にこの30年度において行われたことであります。以前はその責任課と実際に業務をする者が離れている部分があり、兼務によりどうしても責任の所在が曖昧になる部分がありました。そういったことを踏まえまして、そこを一致させることによって責任ある執行体制を確立するという趣旨でございます。

それから2点目に、時間的に余裕のある建築計画や工事発注を行い、適宜複数の技術職員で確認するよう努める。やはり時間的に余裕のない中で十分確認ができてなかったという反省のもとで、このような対策を考えております。

なお、先ほど業者からの聞き取りの中でも、業者においてもなかなか時間的にゆとりのない中

で作業が行われていたという実態もございます。やはりそういったことの解消にも、市役所そのものが時間的に余裕のある建築計画、工事発注を行うということは必要なことだろうと考えています。

それから、視点の3点目、なぜ議会への報告がおくれたのかにつきまして、原因は以前書いてあるとおりでございます。対策といたしまして、十分な資料がなくても、重大な案件につきましては、直近の委員会において概算金額や工事概要を速やかに報告するということを私どもとしては努めて行っていきたいということでございます。

報告は以上となります。

○中西委員長 報告が終わりました。

ここで質疑を願うわけですが、この後の所管事務調査のところで質疑、御意見をお伺いすることとして、暫時休憩したいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○中西委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 所管事務調査 *****

○中西委員長 所管事務調査に入りますが、まず先ほどの報告事項について質疑を許可いたします。

たくさん項目がありましたんで、一つずつ項目を行きたいと思います。

まず、教育大綱についての質疑はございませんでしょうか。

○守井委員 今回改定されて、一番最初の文言から多少変わっているんですけど、知行合一という言葉が入っているんですけど、その根拠ですね、どなたの考え方でこういう言葉が出てきたかというあたりを教えていただきたいと思うんですけど。

○川口教育部長 知行合一につきましては、論語などに出てくる言葉ではありますが、それがこういった文脈の中でなじむのかにつきましては、教育アドバイザーである森熊男先生ですとか、それから文化振興課のほうでも文化面に知見が幾らかありますので、そちらでも確認した上でこういった表記とさせていただきます。

○守井委員 どなたがこういう言葉を使って発言したとか、文書に残してあるとかという、例えば山田方谷先生が書いたとか、あるいは武元登々庵が書いたとか、そういう表現をしたとか、そういうものによるものじゃないんですか。あるいは、池田光政がこういう方針を示したとか、そういう文言のもとじゃないんですか。

○川口教育部長 その点につきましては、済いません、何かの書き物にこういった言葉があるということを根拠にしたものではありません。

○守井委員 あわせて、その下に実用性に基づいた学問というような考え方に基づいておるといような考え方を書いているんですけど、それは陽明学の基本的な考え方じゃないんかという感

じで見たんですけど、その点はどうなんですか。

○川口教育部長 私も陽明学、朱子学、そういった方面には明るくないもんですから、この場でそれが陽明学に属する考え方なのかどうかとといったことははっきりと申し上げることはできません。

○守井委員 その辺よく調べて、知行合一という言葉は誰かの言葉とか、ほかでも幾らか聞いたことがあるんですよ。だから、どなたかの言葉を引用したとか、そんなことがあるんじゃないんかというふうに思っておるんです。それによっては、問題がある場合とない場合もあるんですけど、ある人の特権用語みたいな形で許可をとらなければそういう言葉を使えないとかということにも発展するんじゃないかなあというような感じを持ったんですけど、その点がなければいいと思うんですけど。

それから、知行合一という言葉の翻訳語ですね、語訳が後ろに書いてありますが、どういう意味合いになるかというあたり一遍ちょっと、その下に書いているとおりにかもしませんが、どういう意味かはっきりこの解釈を、和訳していただけないですか。

要するに熟語の意味合いはどういう意味合いですかということですね。お願いいたします。

○川口教育部長 先ほどから申し上げておりますように、私のほうから何かの学説に照らして正しい解釈について今申し上げることはできません。ただ、御懸念のことはよくわかりまして、今から教育大綱の修正ということはやちょっと難しい、現実的には難しいとは思いますが、やはり市民の方々と共有していく文書でありますことから、私どもとしても、説明ができるように、なお改めて確認をいたしまして、その点についてしっかりと説明できるようにしていきたいと思っております。

○守井委員 そのあたりの意味合いも含めて、後日きちっと報告願えますでしょうか、いかがですか。

○川口教育部長 承知しました。

○星野委員 この教育大綱の具体的な実施計画に当たる教育ロードマップ、これの見直しはいつごろ行われて、公表はいつごろの予定なのかをお教えてください。

○川口教育部長 ロードマップにつきましては、前回の教育大綱の場合は、その実施に向けまして一つ一つの項目についてつくってきたわけでありまして、ただ、それが非常に詳細にわたるということもわかりにくさの原因の一つとも指摘されておまして、今回の教育大綱に基づく工程表、ロードマップというものはつくる予定はございません。ただ、特に取り組み内容につきましては、毎年度実施するものもあれば、段階的に順を追って進めるものなど、ロードマップになじむものとなじまないものもあるというようなことから、一律につくることはやめるということでありまして、特に重点取り組み方針の中の学びを支える環境整備の下から3ぽつ分につきましては、かなり大規模な事業でありまして、順を追って進めていく、時期は明言しておりませんが、その工程についてはしっかりと示して、どういう手順で進んでいくのかということとは明ら

かにしたということでもあります。

○**星野委員** 事業が多くてこのロードマップがわかりにくいという批判的な意見もあるということですが、こういうロードマップがあることで教育委員会がどういうことを行おうとしているかというのは、僕としてはわかりやすいと思いますので、ぜひ今後またこのような計画を立てていただければと思うんですが。

○**川口教育部長** 決まった、定まった形で計画をつくるかどうかは、今のところは否定的であります。実際何をやっているかについて、特にここに上がっている項目につきまして、どんなふうに進んでいるかということを引きちんと皆さんと共有するということが大事かなというふうに思います。ですので、今後とも厚生文教委員会におきましても、こういった項目中心に御説明することは努めていきたいというふうに思います。

○**守井委員** 今びっくりしたんですけれど、教育ロードマップはつくらないという方針なんですか。その辺だけ確認なんです。

○**川口教育部長** はい、そのとおりです。

○**守井委員** 前期は、2015から2019ということで、来年2019年度までが一応このロードマップの計画と、5カ年、中期計画ということになっとるようですけど、20年度から新しいロードマップというのが当然、中期であるんですから、後期という形になるのかなというように感じると思うわけなんですけど、その辺はどんなんですか。

○**川口教育部長** ロードマップを作成しないという考え方については、先ほど申し述べたとおりでございます。

○**守井委員** 19年度までは今のままでやるわけですから、20年度から新たなロードマップはつくるべきだというふうに思いますけどね。ぜひ検討していただきたいというふうに、星野委員もそうおっしゃってますけれども、いかがですか。

○**川口教育部長** 計画作成するかどうかの方針については、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、繰り返しになりますが、その取り組み状況であるとか、あるいはその評価ということで、それは施策評価という形でも進めておるところでして、そういった点を中心にきちんと御報告することは努めてまいりたいというふうに考えています。

○**守井委員** それじゃ、次の5カ年でどういう目標に向かっていくかというあたりのものはきちんと表になって出てくるという、別の表で出てくるというような形になるんでしょうか。

○**川口教育部長** 私どもとしては、それは考えていないということを申したつもりでございます。

○**守井委員** 教育の中で5年先にはこういうものやっていくというものを、具体的なビジョンであらわし、捉えるべきじゃないんかというふうに思いますからね、ぜひそれは検討すべきじゃないんかと思いますよ。教育長いかがですか。5年先の教育がこうなっているというようなある程度の目標を示すべきじゃないんですか。

○**奥田教育長** 今回の教育大綱の制定が委員さん言われるような、これは3年先、4年先のお話で、5年先までは行ってないんですが、3年先の平成32年度ぐらいまでの方向性というものを示していると。ロードマップの話なんです、ロードマップ前期計画が19年度までということなんです、19年度までの取り組みの成果というものについては検証はしていきたいというふうに思います。余りにも項目が多いので、今のロードマップが、それから後は教育大綱に示している重点取り組み方針の狙いを達成するための計画は各部署で、必ず計画なしに実践ということにはなりませんので、そういった計画に基づいて教育大綱の考えを進めていくということになると思います。

○**守井委員** どういう形であらわすにしても、3年計画でもいいんですけど、きちんとした目標を定めて、その目標に向かって今は何ができておるかということを検証しながら進めていくのが、当然行政、教育もそうだろうと思うんですよ。だから、ぜひそのあたり、例えばそれが表になるような形、見やすいような形であらわすものをぜひ検討していただきたいと思いますが、それはいかがですか。

○**奥田教育長** おっしゃるとおりで、短期的な目標、中期的な目標、長期的な目標というのをこちらも考えながら、施策、事業を進めていきますので、それぞれのところで、一覧表になるのかどうかは別にしまして、計画は策定して教育行政を進めていこうというふうに考えております。

○**守井委員** また委員会のほうにも、その計画をぜひ出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○**奥田教育長** 大きな計画、取り組みの重点となる計画についてはお示ししていこうと思います。

○**沖田委員** 僕は余り文章でばらばら美辞麗句を並べて書く必要はなくて、全ては子供たちのために、備前は保育料も無料、医療費も無料、給食費も第2子以降無料と、これだけたくさんの方の行政施策を打っても人が減ってるのは事実なんです。教育委員会に欠けているのは人、物、金だと思うんです。人が、先生が足りない、お金も足りない、予算も少ないというようなことだと思うので、我々も偉そうなことは言えませんが、みんな教育には関心を持っているんで、本当に必要なことについてはきちっと上げていただいて、逆に議員の立場でもこういうことを考えてほしいということがあれば、提言していただけたらいいと思う。何も執行部と我々が争うことばかりしなくてもよくて、本当に考えるために忌憚なく、さっきの報告書でもありましたが、どうも委員会とか議員に遠慮してて、おくれたおくれたということも見受けられるんで。これはすばらしいことなんで、これをするために人、物、金が必要だということについては、きちっと言っただけであれば、私はいいんじゃないかと。そこでまた全体像の中で議論ができたらいいなあと、こう思っておりますので、そのことだけ申し上げて、意見として申し上げたいと思います。

○**中西委員長** このところではこれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では次に、中学校統廃合の検討状況について、どうですか。

○橋本委員 きょういただいた資料の5ページ目の一番末尾に、中学校の統廃合実施計画の決定はということで、※印で「上記の時期は未定だが、少なくとも平成31年3月中に③まで進むことはない」というふうに断言をされておりますが、果たしてこれでいいのかなあという気もするんですよ。といいますのが、4校全体の統合ということは難しくても、喫緊の課題として三石中学校等は相当な生徒数の削減があるということで、平成24年1月に出された備前市の学校再編整備基本計画にも、10年先には三石中はその計画では吉永中に統合というようなことをうたって計画しておったんですけれども、それらについては早目にその方向性を示してやる必要があるんじゃないかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○川口教育部長 御指摘のとおり、これは意見交換の中でも同じような意見も聞かれました。やはり早目に見通しを示してほしいといったような御意見もいただいているので、そういった御意見に対する配慮も必要というふうには思っています。他方で、平成31年3月までに全てが決まるのではないかということが、大変市民の不安になっていて、私どもに向けられたものでは、宛名人は違いましたけれども、議会に対する請願なども出されている、こういった状況の中で31年3月に決まるということはないということは、しっかりと明記したほうがよろしいんじゃないかという判断でこういった進め方をしております。

○橋本委員 私もいろいろな説明会に行ってお聞きさせていただいて、そういう意見が出るのは、必ず日生地区とそれから吉永地区、この両地区でそのような意見を出された方は4校統合案を来年の3月末までに決めてしまうんじゃないかという危惧があって、そのような意見を言われとるわけで、それらを修正したり、組み合わせ等々を変えて、じゃあこういうふうにしましょうというような提案は、私は三石地区のためにも、早目に計画を示すべきではないかなというふうには思えるんですが、いかがでしょうか。

○川口教育部長 御指摘のこともよくわかります。ただ、市内の少し混乱した状況を回避するためには、こういったことが必要であったかなというふうに思います。一方で、三石地区中心に早目に見通しを示してほしいといったような御意見もいただいているので、そういったことも十分酌んで、わかりやすく伝えるようにしていきたいと思います。

○橋本委員 この混乱がいつまでも続くのかというようなことを避ける意味でも、やはり早目というんですかね、来年の3月末ぐらいまでには一つの方向性を打ち出すべきではないかなと私自身は思います。それで、これらのことが何にも決められなかったら、何にも決められない備前市というような格好になってくるんじゃないかなと思っていて、これは私の意見なんですけれども、そこら辺部内でよく協議をしてみてください。

○守井委員 この4校統合案ですが、具体的な題材を出さないと議論にもならないだろうというようなことで出されたんだらうと思いますけれども、三石の中学校も既にはや3年生が14人、2年生が11人、1年生も11人というような形で、少し前からこういう状況があったと思うん

ですよ。それで、今後を見ましたら、来年以降が11人、9人、12人、13人と、今の小学校1年生が14人が中学一年生になるというようなことで、特に三石の状況が急激に変化したというんじゃないで、現状そのまま横ばいの維持であるというような感覚の中でのこういう話が出ておるとい認識をしているので、先ほど話が出ておりますけれども、余り拙速な進め方をするのではなくて、関係者とよく協議していただいて、十分な審議をした上でいろんな案を検討していただきたいということで、ここで書いているのは、ぜひこういうぐあいに進めてほしいなあというふうに思う。

もう一点、この問題については子供たちのためにという問題があるんですけども、地域とともにその問題を解決していくんだという姿勢をぜひ考えの中に必ず置いておいてほしいと思うんですよ。地域がなければ、本当に子供たちの生活自体が成り立たなくなるような状況の中、つくっていくということも含めて、地域とともに全てのものが成り立っていくんだという前提的な話をぜひ、先ほどの話の中でも、子供たちのためにというのがあるんですけども、あくまでも地域があって、子供たちのためにという考え方であるということをお願いできないでほしいということをお願いしておきたいんですけど、いかがですか。

○奥田教育長 おっしゃるとおりだと思います。地域とともにというお考えを今いただきました。教育委員会としても、統廃合は学校だけの問題ではなくて、まちづくりでセットということで市長部局とも連携しながら考えていきたいと、方向性も示していきたいというふうには考えております。

○守井委員 この考え方を忘れないように、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

○沖田委員 そういう意味で、少し頭を冷やして冷静な期間、クールダウンするということも必要かなあと。今回の請願を見ても、趣旨はそれでいいんですけど、内容はかなり誤解があって、紹介議員が同僚議員ですから、そこは余り皆さんも抑制的にお話しされたんですけど、その辺は少し時間を。しかし、誤解の部分はきちっとただしていくということ、皆さんに知っていただくということも僕は必要ではないかと思います。何か最初のころは、学校がなくなったら地域が衰退するという。じゃあ、我々の先人が半世紀も前に備前市へ統合して、そこが衰退したのかと、大変失礼な論調だと思うんです。それは50年もかけて努力して、例えば伊部は今人口が下げどまっている、香登は工業団地で空き家がない、久々井に至っては学校はなくなったけど、移住者はふえてると、こういう現状です。それは地形学的な問題もあるわけで、周辺はどうしてもそうなる。だけど、吉永を見ると、真ん中あたりは高齢化率が25.5%、ただ周辺部からおりてきているというのもあるんでしょう。だから、そういうことと絡めて発言される一般市民の方もたくさんいらっしゃるんですから、それは丁寧に説明をしていくということも必要でしょうし、今回の議会でも同じ質問、普通はとめるんですけど、やっぱり丁寧に奥田教育長も答えられ、市長も答えられて、そういう面では私は大変誠意を持ってお答えになったと思います。

それからもう一つは、財政的な問題は今回抜きにしてると言いながら、消費税が25%ぐらい

の北欧の国々と、やはり我々のように消費税を上げたらいけない、しかしもっともっとサービスは提供しなきゃいけないということも、また無理な話で、学校の先生方の残業時間をこの前同僚議員が聞いたら、びっくりするぐらいの残業をやられ、一般職は臨時と正職の職員数が一緒ぐらい、こういうふうな状況なども話しながら、精いっぱい努力をして、説明していったという姿勢は、僕は高く評価できるので、この誤解の部分については誤解ですよということをやっぱりきちっと市民にお知らせしていくということも、全部がいいところ取りはできないわけで、先ほど申し上げたように、備前市は医療費も無料だし、保育料も無料ですし、家賃保障や給食費もといったら、日本全国の中でも本当に恵まれてる地域だということも、あわせて説明していく。その財源はどこからかということも含めて説明していただきたいと思います。

私は別に市民の意見を否定するつもりはもちろんありません。しかし、反対の意見もあれば、賛成の意見もあるということなので、やっぱり平等に意見を取り上げていただくと。今はやや大きい声のほうがそちらにあるかなと思いますけども、そのこともよく踏まえて、少しクールダウンして、また年でも明けたら少し考え方も変わってくるかなというところもありますので、取り組んでいただけたらと思います。御意見があればいただければと思います。

○奥田教育長 いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。いろんな意見交換会の場で質問が出たりするんですが、例えば今言われた一番大きいものが、学校がなくなると衰退していくんじゃないかなという意見はどこの地区でもかなり聞かれます。こちらの回答としては、学校がなくなることと、人口動態は正直言ってよくわからないと。実際に学校がなくなった場合に、ぐっと人口が急激に減るかもしれないし、減らないかもしれないし、これはわからないというような回答をしております。そういったことで、わかることについては、丁寧に説明できるし、わからないことは、やっぱりわからないと言う以外に仕方がないので、そういったことで市民の疑問にはできるだけこれからも答えていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○西上委員 川崎議員の一般質問でもあったんですけども、日生中学校の長寿命化改良事業ということで2億円を超える大金を投じたわけなんですけれども、ここに来て統合問題ということで、これは何じゃったんならという疑問が湧くんですけども、その跡地は何使われるんか、その辺を教えてください。

○川口教育部長 まだ現時点においては、日生中学校が統合されるのかどうかということは、決していないところであります。その跡地についてこうだということを申し上げるのは難しいわけなんですけれども、一般論として学校の跡地につきましては、地域の活性化に向けて有効に使っていくということは基本にあるかなというふうに思います。まだ具体的な手続についても、しっかり検討はできておりませんが、神根小学校や三国小学校の例を挙げましたら、地域の方々とお話をした上で何がいいかということを検討し、提案を受け付けて決めていくことをしてまいりました。そういった形で地域の活性化に生かせるような跡地利用について、追って考え

ていくことになるのかなというふうに思っています。

○**西上委員** ありがとうございます。2億円を超えるお金ですからね、やはり市民が納得していただけるような策じゃないと、なかなか、そりゃ何なら何ならばっかりみんな言うんで、ぜひ教育部長、2億円を大事に使っていただけるようによろしく願いいたします。

○**川口教育部長** やはりそこに投入した予算も大変大きいものもありますので、そういったことも十分受けとめまして、しっかり検討したいというふうに思います。

○**森本委員** 伊里のほうでマラソン大会とかあったので、保護者の方から質問もされたり、いろんな御意見も聞いたんですけど、やはり伊里のほうの方は、意見交換会に行っても、4校統廃合で来てもらう側だから、正直言うて意見なんか私たちは言えないと思いますみたいなことを言われるお母さん方が相当いらっしゃったんです。だから、アンケートも考えてないと言われたんですけど、一人でも多くの声を拾い上げることから見たら、そういうことは一般質問でも言ったんですけど、少し検討してもらいたいというのが私の思いです。やはり意見交換会でしゃべれる方って、本当に限られた方だと思うので、学校の先生もよく言われるんですけども、直接どうして言ってこられないんですかって言われますけど、直接言えない方が議員に言うので、そういうことも踏まえて一つでも多くの声が拾えるようにしてもらえたらいいかと思うんです。誰も彼もが先生に直接言いに行ける方ばかりではないですし、正直なところ、言いに行ったら、我が子に何か影響があるんじゃないかと考えられている保護者の方も実際いらっしゃるんです。名前も出さないでくださいと言われる方もいまだに多いです。その点も踏まえて少し検討していただきたいなあと思うのが1点と、あと先ほども話が出ていましたけど、跡地利用は確かによく話を聞きます。確かに今どうこうというのは示せないとは思うんですけども、さっき教育長も言われたように、跡地利用に関していろいろなことが出てくると思うので、教育委員会だけでは取り組めないことが多いかと思うんですけど、ある程度の跡地利用のことも、方向性とか、どうするんだということも示していく必要があるのではないかなあと思うんですけど、どうでしょうか。

○**川口教育部長** 市民に対するアンケートにつきましては、一つの御要望としてまずは受けとめたいと思っています。やはり賛同的な立場の方にも、いろいろと例えば新しい学校教育環境に対して要望したいことがあるとか、こういう懸念があるとかといったようなこともあろうかなあというふうに思っています。意見交換においてはなるべくそういった、仮に賛同的な立場の方であっても、そういったことをぜひ言っていただきたいなあという思いで臨んでおります。ただ、そこに参加できない方も、あるいは言えない方もいらっしゃるということも重々承知しておりますので、どのようにしていくのがいいのかは、まだわかりませんが、一人でも多くの意見を入れていけるように考えたいというふうに思います。

それから、跡地利用につきましては、教育委員会だけではやはりできないというか、範囲がどうしても狭まってしまいますので、教育委員会だけで取り組むのではなくて、市長部局も一体と

なって取り組んでいくことだと思っています。

これまでの小学校跡地につきましても、そのような形で取り組んでまいりましたし、これは今後とも同様であろうというふうに思っています。具体的な見通しを示すというのは、まだ現時点では難しいとは思いますが、先ほど申し上げたような地域の活性化に生かしていくんだといったような考え方自体は言えるところかなというふうに思いますので、そういったところはしっかり伝えていければなというふうに思っています。

○森本委員 保護者向けの意見交換会はあとどれぐらい想定されておられますか。

○川口教育部長 先ほど資料の中で、意見交換を深めるための資料の提示ということを取り組むこととして御紹介しましたが、そこに至るまでは今のところこちらから設定して行うつもりはありません。1回目、2回目通じてさまざまな御意見をいただいたと、これをまずは市役所として受けとめてどういう形にするのかということを検討する段階だというふうに思っているためです。

○星野委員 一般質問でしたかね、2校の統合もあるんだという答弁がされていましたが、今後何校での統合を行うという、中学校統合実施計画案が出されるのかはわかりませんが、今回はとりあえずつけ焼き刃的な対応でやって、極めて短期間で2段階目の統合を行うということだけは避けていただきたいと思います。そのようなことがどれだけ子供たちに教育、生活環境に影響を与えるかをしっかり考えて方針を出してください。よろしくお願いします。

○奥田教育長 今星野委員が言われたような御意見も意見交換会では伺っております。こちらでも段階的に統合ということでは、子供たちにも非常に迷惑というんか、子供たちに与える影響も大きいし、保護者、地域の方々にも与える影響が大きいということで、できるだけ合意形成が図られるような実施計画案にまとめ上げたいというふうに考えております。

○星野委員 よろしく申し上げます。先ほどの説明の中にありました、ある機関が出した報告書について云々というくだりがあったと思うんですが、ちょっと抽象的過ぎてわかりにくかったんですけど、もう少しわかりやすく教えてください。

○川口教育部長 説明が抽象的ということで大変失礼いたしました。その国際機関というのは、WHOでございます。世界保健機関ということです。かつてWHOでそういった指摘が行われたことがあるのだといったようなことを記した書籍がございます。1980年に書かれました書籍、ヒューマンスケールという本ですけれども、その中でこういった記述が見られます。

近年子供の教育機関を組織する際に従うべき原則に関して、有識者による実に多くの著書及び報告書が発表されているので、ここで改めて議論する必要もあるまい。それらは全て大規模な機関においては回避することができない規則及び規制を回避するためには、教育機関は小さくなくてはならない。カーティス報告が提案した生徒100人を上回らない規模という点で意見が一致している。そういったことを世界保健機関が指摘したのだといった記述が見られます。ただ、では世界保健機関が指摘したという事実が本当にあるのかということが一つ確認すべきことかなと

いうふうに考えまして、その点を調べたわけです。そういった中では、先ほど申し上げましたように国立国会図書館においては、レファレンス機能がありまして、そういったものの中でこういった書籍や資料というものが世の中にあるのかということをお答えをされているようです。その結果によっても、世界保健機関がそういったレポートを出しているのかという事実や、そのレポートの内容、じゃあまたそういったレポートの位置づけといいますか、といったようなことは明らかではないということまではわかったということをお申し上げたところです。

○中西委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、報告事項もたくさんありますから、あと項目にこだわりませんので、皆さんのほうから随時質疑をしていただければいいと思います。

○橋本委員 小中一貫校の取り組み状況ということで、資料②を見ながら質問させていただきます。

中学校統合問題の意見交換会の場でもいろいろな地区で4校統合すると小中一貫校の教育はやるんですかというような意見が結構出てました。その際に教育長は、いやいや備前中学校でも小中一貫教育やっとなだと、だから4校統合後もやるんだという趣旨の答弁をされておられましたが、きょうのこの資料②を見る限りにおいては、やっぱり伊里中学校学区、これが伊里学園、それから三石中学校学区が三石学園、これら2校についてはさすがに小中一貫教育だなあというふうなことがある程度うなずけるんですけれども、その他の分ですね、備前中学校等はこれは小中連携というような言葉で表現するんがいいんじゃないかというようなことを、ほかの教育関係者なんか言うとりましたけれども、小中連携と小中一貫校との違いですね、私は特に、中1ギャップ解消のために中学校の教員が小学校へ出向いていていろいろな授業もやると。そういったことに力点を置いたのが小中一貫教育じゃないかなと思うんですけれども、他の地区はそういったことをやっとならんでしょ。どんなんでしょうかね。質問された父兄も、そういうことを中心にやられたんじゃないかなと思うんですが、今の伊里学園がやっておるようなことを4校統廃合した中でもやっていけるのかどうか質問いたします。

○朝倉学校教育課長 小中一貫教育と小中連携の言葉が非常にいろいろ議論される場所ではあるんですけれども、備前市における小中一貫教育については、そこへ1番の目的で上げておりますが、それぞれの自治体等によって取り組みに対する捉え方は違うのかもしれないですが、備前市においてはその3点を小中一貫教育の目的として掲げております。ですから、当然見方によれば、小中連携ではないかということをおられるところもあるのかなあというふうには思いますが、備前市教育委員会としては備前中学校区であるとか、その他の伊里、三石以外の取り組みについても、備前市の小中一貫教育の目的に照らし合わせてその内容を行っているということで、小中一貫教育を行っていますというお答えをさせていただいております。

授業についても、当然1小1中で近ければ、教科によっては出向いての指導というのも可能な

んですが、やはりそこはなかなか定期的なものは難しい状況はあります。ですから、可能な範囲でということで、備前中でいえば古典であるとか社会であるとか、限られた教科とか、それぞれの小学校の担当教員の専門教科等生かしながら取り組んでいる状況がありますので、今の三石学園、伊里学園がやっているものと全く同じものというのは難しいなあというのが正直ございます。ただ、いい取り組みであれば、その取り組みについて、学校教育課としては支援していく、同じものはできないけれども、近いものは行うことができるように努力をしていけたらなあということで、取り組んでいますというお答えをさせていただいております。

○川口教育部長 先ほど委員の御指摘の中で、中学校から小学校に対して教員を派遣するということが小中一貫教育なのかどうかの指標というか、分かれ目というような立場からの御指摘でありました。教育委員会としては、その点をもって小中一貫教育なのかどうかということを判断してはおりません。先ほど申し上げたように、目的論から小中一貫教育とはこういった目的のためにやるものであるというところから話を進めております。

加えまして、備前中学校区におきましても、この資料の中で具体的な内容といたしまして、4つ目の丸のところ、中学校教諭による児童への教科指導等の実施ということで、実際に教科指導を行われている例もあります。その頻度につきましては、やはり伊里中学校が行うようなものとは違う点ではありますけれども、このような取り組みもこういった1中5小の状況の中でも行え得るということは、確認をしておきたいと思っております。

○橋本委員 確かに中学校の教員が出前授業をやることのみが小中一貫教育だとは私も思ってませんが、少なくとも我々は先進地を視察する中で、伊里中学校区や三石中学校区でここに記載されておるように、全教科で9年間を見通したカリキュラムをつくっておるんだということで、伊里と三石はそれがありますが、備前や日生や吉永はそういったことがなかなかできてないというようなことで、私はやっぱり伊里学園、三石学園と例えば備前中学校の小中一貫教育とを同列に扱うのは、まだ無理があるんじゃないかなあというふうには思えるんですよ。

○川口教育部長 9年間見通した目標と、指導の計画、具体的な取り組みと、これが小中一貫教育の具体的な取り組みとして掲げているところでもあります。その目標の部分につきましては、5中学校区においてそれぞれつくられております。また、指導計画につきましては、指導計画のテーマとする内容ですとか、それからできぐあいというのはそれぞれであります。確かにそういった点では伊里中学校区の取り組みが非常に早くありましたので、これが一番進んでいるというところではあります。そういった点を捉えるならば、まだ備前中学校区の取り組みは伊里中と同等ではないというふうには言えるかなというふうには思いますが、それでも例えば日生中学校なんかでも小中一貫したカリキュラムの構築ということで進められておるところでありまして、それぞれの進度はありますが、取り組み自体は進めておるといのが私どもの立場でございます。

○守井委員 何点かあるんですけど、まずいじめの関係で資料④ですかね、見させていただいて、例えばいじめの認知件数ですね、29年度の数値のお話なんですけど、1,000人当たり

件数というのが、小学校が62.2件、中学校が42.3件、小学校が少なくなって、中学校がふえているというような感じなんですが、県とか全国の平均値に比べて数値が余りにも大きいような感じがするから、ちょっと観点というか報告の内容が違うんじゃないかなあというような感じで思うんですけど、国とか県とか、その標準、あるいは備前市の認知件数の察知の仕方の意味合いが違うんじゃないかなあと感じるんですが、その点はどんなんですか。違わないんですかね。

○朝倉学校教育課長 いじめの定義自体は、同じもので行っておりますので、基本的にはもとの捉えは同じかなあ。ただ、児童・生徒でありますとか、保護者等からいじめですというようなアンケートをとって、細やかに拾っていきますので、それをそのまま全て上げるわけではなくて、学校の中でどういう状況なのかというのを確認した上で、備前市においてもそういう形で報告は上がってきているものです。上がってきたものに対してどうなのですかという聞き取りを、担当のほうが生じた上で上げておる数字なので、備前市としては、子供たちであるとか保護者の実態に合った数字が上がってきているのかなあというふうに思っております。ですから、先ほども申しましたが、このたびの改定の趣旨で重大な事項に発生しないということ、未然に防ぐということが大前提となっておりますので、数の上では確かに数字だけを見たら御心配されるところがあるのかなあと思うんですが、先ほども申しましたが、現在では解消率はほぼ100%に近い値になっています。これも従来はごめんなさいと謝った時点であるとか、あるいは保護者に了解をいただいた時点で解消という見方をしておったんですが、3カ月経過した後に、子供ら、当該児童であるとか保護者に対して確認をした上で初めて解消という形になっていることもございます。数値的には、確かに御心配おかけする数値かなあと思いますが、そのように学校としても教育委員会としても大きい問題に発展しないように、丁寧に取り組んでいる上での数値でありますので、そのあたりのところは少し御理解いただけたらなあというふうに思うのが正直なところでございます。

○守井委員 あらかじめ芽を摘む意味での認知件数としての捉え方をしてるんだという観点からすれば、いいことだろうと思うんですけども、他の市教委なども調査していただいて、あるいは県のこの考え方と本当に同じレベルで話をされてるかどうか、確認だけしていただければ非常にありがたいなと思うので、調査していただきたいと思っておりますけど、いかがですか。あるいは、調査しましたでしょうか、その点お聞きしたいと思います。

○朝倉学校教育課長 それぞれ担当の説明会もございまして、同じ説明を聞いた上で、またそれぞれ具体的な事例についてどうかということは、それぞれの市教委の判断、学校の判断になると思いますので、そこまでの調整というのは行っておりませんが、私としてはそれぞれが同じものを聞いて、同じ考えのもとでやっているという認識でおりますので、なかなかこれを他の市教委であるとか、県教委と調整をするということになりますと、今度また数の問題になってくるのはどうなのかなあという危惧もございまして、現段階で当然県教委であるとか、他市との情報交

換もしながら、真摯に取り組んでいくことが一番かなあと考えておりますので、一応行っているという認識で御理解いただけたらと思います。

○守井委員 そのあたりもよく調査していただいて、できるだけ同じ基準になっているかどうかを再度よく確認していただきたいと思います。その点いかがですかね。

○朝倉学校教育課長 今後も続けてまいります。

○守井委員 よろしく願いいたします。

それからあわせて、不登校のところがだんだん少なくなっているという、いろいろな事情があるということだろうと思うんですけど、備前市全体の学校で平均的な形での不登校になっておるのか、ある特定の学校だけがというような形、その辺の具体的な見方ですね、その辺はいかがか。教育長はどのような考え方で、全体が均等に、例えばふえたり減ったりしているのか、ある特定のところだけがそういう数値になっているのか、それによって問題解決の仕方も変わってくるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがですか。あるいは、30年度の不登校の数はどんな状況になっているか、どこかで報告があったようにも聞いておるんですけど、あわせて報告願います。

不登校の30年度の現状でわかっている範囲と、それからもう一つ、40人という29年度の報告なんですけど、ある特定の学校だけが多いんじゃないかというような、あるいは均等で割合として多い学校は多いのは当然でしょうけども、割合としてある特定の学校だけが顕著な不登校になってるんじゃないかなあという心配があるので、その点はいかがかなあということです。

○朝倉学校教育課長 特定の学校で不登校が多いということはございません。子供たちの状況によって、あるいは家庭の状況によってということで、どこでも発生し得るものかなあと思いますので、特定の学校で顕著というふうには思っておりません。

30年度の数ですけれども、毎月集計は行っておるんですけど、複数の理由で長期欠席で上がってきたものにつきまして、最終的に不登校であるとか、あるいはそのほかの理由であるとかということを判断いたしますので、今の段階で不登校の数はこの人数ですよということがなかなか言えない状況ではございます。

○奥田教育長 今年度の不登校の数なんですけど、森本委員の一般質問でお答えしましたが、10月末現在で小学校が4人、中学校が22人というふうにお答えをしております。

○西上委員 この資料④の関連で、朝倉課長の御説明で、不登校だ、いじめだというのは、家庭環境によるもので苦勞されているという御説明があったんですけども、私もPTA会長時代にとても苦勞した経験があるんですけども、これらの問題解決に向けてはどのようにやられているのか、詳細なことを御説明いただきたいと思います。

○朝倉学校教育課長 先ほども申しました、1つはスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーの活用といったもの、それから県の事業におきましては、これは小学校の事業にはなるんですけど、学校になかなか来にくい子供に対しまして、登校支援員というような形で

登校を促すような役割の支援員を配置する事業があります。そういった事業を活用しているところもございます。

もう一つは、教育支援センターあゆみがございますが、本年度から校長を経験した指導員のほうを配置しております。ですから、学校のそういった状況を踏まえた上で、教育支援センターの指導員の立場でそれぞれの学校の長期欠席であるとか、なかなか学校に来にくい児童・生徒の状況を把握した上で、場合によっては家庭訪問を行ったりですとか、教育支援センターへもスクールカウンセラーを配置しておりますので、スクールカウンセラー等が教育相談を行ったりというような形で対応している状況であります。

○森本委員 私ははじめの認知件数は多いければ多いほどいいと思ってます、細かいところまで拾ってくださっているの。ただ、解消の件数がさっき説明をさせていただいたので、どうしてこだけ低下したのかがわかったんですけれども、解消の件数、解消率だけしっかりと確認していただいて、それに取り組んでいただきたいというのは、これは要望ですけど、先ほども言われましたように、不登校の方の問題で、高校の進学にも関係があるんですけれども、高校の進学状況で進学していない者が29年度5名いらっしゃる中で、これ不登校でそのまま行けてない方、また家庭の事情で行けてない方、そういうところは状況をつかんでおられますか。

○朝倉学校教育課長 全てはつかんではおりませんが、やはり先ほども非行傾向から登校しない生徒も数名、少なくともはなったけれども、おりますというようなことも申し上げております。ですから、進学していない者の場合、就職している者、またはなかなか就職に至っていない者も若干ではおる状況ですので、その中には不登校傾向の不登校等で上がっている者も含まれているというふうに思います。

○森本委員 一般質問で言ったんですけど、中学校不登校でしたら、高校入学しても不登校になる子が多いので、やはりそこら辺の追跡調査もできたらしていただいて、中学校不登校であれば、高校に行っても難しいのはこれはわかっていることですし、だからそうなる前にしっかりと小学校のときから継続して中学校でも不登校が続く傾向が私は多いと思っていますので、その不登校を少しでも減らすためには、低学年の間からしっかりと取り組んでいただきたいなと思うんですけど、どうでしょう。

○朝倉学校教育課長 おっしゃるとおり、小学校へ上がるころ、それから中学校へ上がるころという、子供たちにとって大きな壁がありますので、そういった時期に丁寧に指導していくことで、不登校の子を少しでも少なくできるように頑張って取り組んでいこうと思っております。

○沖田委員 幼保一体についての検証結果、今までは多分、備前市ではこういう案件が余りなかったというのもあるんですけど、こういうなぜなぜ分析でここまで非常によくしていただいたということで、御苦労さまだったと思います。ただ、なぜこういうことを我々も要求しているかという、同じ日に2回転んだら、まあ笑うんですけど、3回転んだらばかだと言われるんです、言葉としては悪いけど。我々民間企業といたら実はそうなんです。やっぱりこの中で見ると、

一番怖いのが、我々も経験があつて、今民間企業での不正問題というのは、そこが源流なんです。例えば特別にこの計画まではいいですよということで、その場の契約する。ところが、我々の現場もだんだん麻痺して、この程度はいいだろう、この程度はいいだろうということで、取り返しのつかないいろんな問題が起きてるのが今の日産であつたり、神戸製鋼であつたりなんです。民間、ここも官もそうだけど、多分契約も設計屋さんがそこまでミスをすることはないだろうというのが性善説に基づいて起きてる案件なんですね。ところが、今人数を見ると、この程度の人数ではこれはできませんわ、はっきり言って。私なんかがいつもいろいろ情報交換してる設計事務所は、多いところはやっぱり70人ぐらい抱えてますよ、土木も電気屋も機械も全部含めたらね。そういうところだから、さまざまな情報とか変更もできる。このやっぱり設計事務所選択に大きな問題があつたのと、それと吉永幼保からイージーに進めてきた。職員の問題もここに指摘されていて、それはそうだと思います。だけど、設計図面ね、それは100枚でもなかなか読めません、普通の人。だから、そういう意味ではこれからはこういうことがあると、性善説じゃなしに、ここに書いてありますように、まず間違えるんだということを前提とした取り組みというのは進めていかなければいけないのではないかなと思いますので、そのために人員の確保、これは教育部門だけで無理だと思うんですよ。だから、他の部局とも、入札を担当している部局とも常にリンクして、その責任の所在というんか、市として全体の責任を負うということで進めていくべきだと思います。前にそういうお答えもいただけてるんですけど、この完成を踏まえてということで、今部長からも丁寧な御説明があつたんですけども、再度その辺は強く要望して、コメントがいただければと思います。

○川口教育部長 やはり今回の件、契約事務の手續の話だったり、それから市役所内の人員配置であつたり、そういったところにもかかわる問題でもありまして、また教育部案件以外にも起こり得ることでもあります。こういったことも踏まえまして、それらを担当する総務部と協議をしながら、こういった文書につきましての対策、そしてその文書につきましても、このような形でまとめておるところであります。

具体的にどういう仕組みにするかにつきましては、総務部が担当することになるわけですが、今回こういった経験をしました教育部としましては、こういった実態をしっかりと共有していくということに努めまして、組織全体として少しでもいい方向に進めるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○沖田委員 責めてるわけではなくて、建物自体は立派な建物ができて、見てますと中がかなり広いので、そこで勤務される先生方も大変動く距離も多くて、しんどくなると思います。その辺の配慮であるとか、3つが一緒になるわけですから、収納ボックスであるとか、古いものは処分して新しいものを買うとか、必要に応じて十分な対応をぜひ部長なり教育長のほうからも、担当課長も非常に頑張っておられますけど、その辺は強く、働きやすく、そして岡山區で最もすばらしい幼保一体施設として頑張っていけるように、その辺の御配慮はぜひ強く要望しておきたい

と、このように思います。要望です。

○守井委員 この資料⑦の文書を見させていただいて、対策というところに書いているんですけど、視点1というところで、能力が不十分な事業者については、入札参加を制限するような仕組みについて、これは排除するほうが難しい話で、能力があるかないかというのは、評点であらわされてきて、評点がある以上は能力があると認められるわけで、それを能力がないという判断をするほうが反対に難しい話だと思います。これは契約方法とか入札の方法、手法、あるいは標準からすれば、これ以外のことで差し控えができるような制度をつくるというような意味合いの文章になって非常に難しいんだろと思うんですよ。この文章自体が非常に何か法的に難しい、ちょっと違う文章になっとんじゃないかな。誰がこれをつくられたんかわからんですけど、その点よく考えられてつくられたんかどうか、よう検討してもらいたいと思うんです。

それぞれの専門の職員が一人だけで全てをやるというような形であつたら絶対間違いが起きる可能性がある。性善説と言よりましたけども、一人だけでやっておれば必ず間違いが起こる。二度三度のチェックをもって初めて正しいものができていくと、積み上がっていくというような形になるんで、このあたりをぜひ人員的な、そのときどなたも人がいないにしても、担当の職員の担当の現場に対しての事業に対して、やっぱりきちんとした複数のチェック体制をとって全てやるような、教育委員会だけの問題じゃなくて、全市的な形で市庁舎の建設においても同じようなことだと思うんですよ。複数の者でチェックを行って次へ進むというような形のものを、それから適正な法令とか工期とか、法の基準に合うような形のをきちっととっていくと。例えば設計にしてもそうなんですけど、適正工期というのが基本的に決められておるものを、いついつまでに早くやってほしいとかという形の中で、できるよというような話があるかもしれませんが、適正なもの、法に準じたものをきちっと積み上げていって物をつくり上げていくという、法に準拠したものをくり上げていく基本の姿勢というのをぜひ持ってもらいたいと思うんです。人員の問題と法的適正な工期、金額による、またあるいは工期が決められておると、そのあたりは認識しておくべきだろうというふうに思うんですけど、担当者としていかがですか。

○大岩教育振興課長 対策につきましては、現在は契約管財課とお話いたしましたして、どのように入札制限していくかということでは、なかなか難しい問題で、調査研究していくということなんですけども、設計委託と施工監理業務がありますんで、委託については、その点は検査の段階である程度点数つけれることができれば、次、客観的に見る点数ができる、それは建築の建物のよしあしじゃなくて、積算の誤りであるとか、納期限の問題であるとか、そういったところでペナルティーで減点していって、ある程度のそれが回数を重ねれば、指名から排除するというようなことを考えております。

それから、適正な納期限ということなんで、それはもう私どもも土日とかの工期についても配慮してますし、考えていますけれども、業者のほうも市のほうもなかなかお願いする場面が多々あり、持ちつ持たれつというところがありますんで、その辺のところもきっちり今後やってい

かなければいけないのかなというのは考えております。

○**星野委員** 視点3のなぜ議会への報告がおくれたのかというところの対策で、十分な資料がなくても、重大な案件については直近の委員会において概算金額や工事概要を速やかに報告するというふうに書かれているんですが、直近の委員会には報告されたんじゃないかと思うんですよ。そうじゃなくて、委員会がなくても、委員長、委員に報告して、こうこうこういう事態が起きてます、委員会を早急に開いてくださいというような対応をとっていただければ、多分委員長も委員会を開いてくれると思いますんで、そういうふうな対応を今後とはっていただきたいと思います。

○**大岩教育振興課長** 大きな事案につきましては、そのようにさせていただきます。

○**守井委員** この近世日本の教育遺産群というのがあるんですが、各委員会専門部会があるというふうに今聞いたんですけど、一番最後の22ページなんですけど、備前市推薦といますか、選考されているそれぞれの荒木先生とか三宅さんとか江面先生ですか、今初めて名前を見させていただいたんですけども、こういう方はどういう方なのか。

○**田原文化振興課長** 荒木先生は岡山大学の名誉教授で、アジア教育等の専門家でございます。三宅先生は、元岡山大学の教授をされとりまして、今京都大学のほうで近世のたしか日本史の担当をされておられます。あと江面先生という方は、日田市と同じ専門委員になっておられますが、この方は建築関係の専門家の方でございます。

○**守井委員** ありがとうございます。今後この世界遺産に向けてはどのような進行状況を考えておられるのか教えていただければと思います。

○**田原文化振興課長** 現在、暫定一覧表へ記載の要望を行っております。ただ、これは概要版としてまとめたものでございます。世界遺産一覧表への記載のプロセスといたしましては、世界遺産条約の締結国に日本がなっておりまして、こちらの規定で世界遺産一覧表への記載推薦候補を記載した暫定一覧表にその国の資産を載せる必要があります。これが第1段階ということで、現在日本では暫定リストに文化遺産で7件、自然遺産が1件となっております。こちらのほうに今回載せていただけないでしょうかということでお持ちしたわけでございます。

正式版をお持ちしまして、暫定一覧表に記載されることになりましたら、そちらの中から順次1年に1つずつ世界遺産の委員会のほうへ推薦をするという手続になります。これに対して世界遺産委員会が世界遺産の一覧表へ記載の可否を決定していくという流れになります。

○**守井委員** 例えば来年度は申請をして、その結果がそれぞれ審査する委員会がいいか悪いか、あるいはこれの訂正をしてその後、あるいは再来年度に申請をするとか、そういうあたりのスケジュールはどんな予定にしているんですか。

○**田原文化振興課長** まだ詳しくは決まっておりませんが、今の暫定版というか、概要版と同様、正規版を今専門委員さんの方に研究していただいて、さらに研究をしていただいて、内容を磨き上げて、提出できる段階になったという段階において提出するという形になるかと思いません。

○守井委員 文化庁との協議とか、ここがおかしいんじゃないかとかというような協議もやられた中で、最終段階をつくっていくという考えなんじゃないかな。

○田原文化振興課長 文化庁の御意見も当然伺いながらの話になると思います。

○守井委員 できるだけ早目に前へ進めるようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田原文化振興課長 4市連携して取り組んでまいりたいと思います。

○森本委員 図書館なんですけど、アンケートの御報告ありがとうございました。司書の方からも懇談的に話をしたことがありますというお話も聞いていたんですけども、1点だけ。前回の11月20日に示していただいた図書館の資料で、スケジュール的なものを載せていただいたんですけど、瀬戸内市の図書館が市民も巻き込んでつくられたということもあって、やはり図書館を希望されている方なんかで、ワークショップをぜひ開いてほしいという声も聞いているんですけども、その点いかがでしょうか。

○横山社会教育課長 その点非常に重要だと考えております。先日、智頭町のワークショップに私も参加して様子を見させていただきました。中学生から高齢者まで非常に活発な意見が出て、すばらしいものが近いうちにできるんだろうなというふうに思っておりますので、そういった先進地の事例も参考にしながら、森本委員さんが言われるように、市民の意見を十分取り入れて検討していきたいと考えております。

○中西委員長 ほかにないようでしたら、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで厚生文教委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

午後0時04分 閉会